



教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

現行の税制でも、親や祖父母と子や孫といった扶養義務者間で、**必要の都度支払われる教育資金**には、贈与税はかからないこととなっております。しかし、将来の教育資金をまとめて一括で贈与する場合には、贈与税が課税されておりました。そこでこの度新設されました、「**教育資金の一括贈与**」の制度を使うことによって、早期にまとまった資金を贈与しやすくなりましたのでご紹介いたします。

制度概要

適用期間	平成25年4月1日から27年12月31日まで
贈与者	受贈者(孫や子)の直系尊属(曾祖父母、祖父母、両親)
受贈者	30歳未満の孫や子
目的	教育資金(※1学校等以外の者に支払うものも含む)
条件	信託受益権、金銭、金銭等の贈与。金融機関との教育資金管理契約の締結
非課税金額	受贈者ごとに1500万円まで(※1については500万円が限度)

教育資金等の内容

(1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学(園)試験の検定料など
- ② 学用品、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など。

(2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

- 〈イ〉役務提供又は指導を行う者に直接支払われるもの(学習塾や水泳教室など)
- 〈ロ〉イ以外(物品の販売店)に支払われるもの。

上記(1)②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの。

詳しい学校等の範囲や教育資金の内容については、文部科学省、国税庁のHPで紹介されておりますのでご参考ください。

申告手続き

教育資金管理契約の締結先の金融機関に**教育資金非課税申告書**を提出することで納税地の税務署長に提出したとみなされます。

教育資金管理契約終了事由と、終了時の取り扱い

- ① 受贈者が30歳に達した場合、教育資金管理契約が終了となり、教育資金の支払いに充てられなかった残額についてその時点で贈与税が課されます。
- ② 受贈者が死亡により資金管理契約が終了となった場合は残額があっても贈与税は課されません。

相続税対策として

受贈者1人当たり1, 500万円まで贈与税が非課税になりますので、仮に孫が4人いる場合最大6, 000万円まで非課税での贈与ができます。祖父母の財産を減らして、子の世代の負担を減らすという効果も考えられます。孫の将来の教育資金を試算しながら慎重に進めていくことがよろしいかと思えます。

資金の管理、払出や税務申告は金融機関等が行うこととなりますが、贈与税、相続税からのご不明点等ございましたら、土田会計事務所までご相談ください。

土田会計事務所

担当 上原 昭彦

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

e-mail tsuchida@asahi-net.ne.jp

TEL 03-3981-0328

FAX 03-3981-2567